

加茂の価値を創造する

市内事業者対象セミナー「新商品開発・新規事業開発のポイント」
7月5日 加茂市役所3階会議室(関連記事は17ページ)



◆主な内容

- 所信表明.....(2)⑦
- 国保からのお知らせ.....(8)⑭
- 令和4年度下半期の財政状況.....(15)
- ニューストピックス.....(16)⑰
- 令和5年 春の叙勲.....(18)
- 水道料金・下水道使用料の料金改定.....(20)⑳
- お知らせ.....(22)㉒
- ひろばつうしん.....(25)
- 加茂の風土記.....(26)
- 暮らしのカレンダー.....(27)

所信表明

加茂市長 藤田明美



全力を尽くしてまいりますことをここにお願い申し上げます。

今から4年前に、私が市長に就任した際に、全てのもとにある想いは「未来への責任」であるとお話いたしました。今もそれは変わっていません。市政を預かる私たちには、今だけではなく、将来の加茂市への責任があります。

大きく変化してきた4年間でしたが、持続可能な将来に向けて更に前進してまいります。

【1期目の振り返り】

1期目の4年間では、『市民参加型』、『人づくり』、『連携』を常に心がけ、『未来への責任』を担うことを強く意識してきました。

市長に就任した令和元年度、当時の加茂市の財政は危機的な状況にあり、災害などの緊急事態に対応できないほどでした。これを立て直すため、『行財政健全化推進計画』を策定し、持続可能な財政運営を目指してきました。行財政健全化とコロナ禍、不安定な国際情勢が重なり大変厳しい状況でしたが、皆さまのご理解とご協力により、乗り越えることができましたと思っています。

また、四半世紀ぶりとなる「加茂市総合計画」を策定し、目指すまちの将来像「笑顔あ



ふれるまち 加茂」を掲げました。審議会や市民アンケート、市民ワークショップなどにより、多くの市民から、この計画策定に参画していただき、『市民参加型』、『人づくり』、『連携』を形にすることができました。

「行財政健全化推進計画」の最後の年である令和4年度には、財政調整基金は、目標であった基金残高3億円を大幅に上回り、約10億7,000万円となりました。

この4年間で加茂市には多くの変化が起き、未来へ向けて動き出したと実感しています。そして、ご協力くださった全ての皆さまに心から感謝申し上げます。

市民の皆さまとお話しさせていただくと、加茂市をより良くしたいと思っっている方が大勢いらっしゃると思います。多くの方が、「加茂市」を「自分たちのまち」であると考えて行動していることに、加茂市にはまだ大いなる

【はじめに】

本日、令和5年6月定例会が開催されるに当たり、所信表明の機会をいただき、ありがとうございます。2期目の市政運営について、私の基本的な考え方を述べ、市民の皆さまと市民の代表たる加茂市議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

皆さまからお寄せいただきました信頼と期待にお応えすべく、決意を新たにすることができ、市民の皆さまが心から幸せを感じることができ、笑顔あふれるまち「加茂」を実現するため、

伸びしろがあると希望を持つことができます。

【2期目 課題と公約】

さて、2期目となるこの4年間は加茂市にとって大変重要な4年間になります。加茂市が持続可能なまちであるために、方向性をしっかりと定めて加速していく必要があります。

令和5年度施政方針では「スクラップ・アンド・ビルド」という表現を使わせていただきました。2期目にあたり、やるべきことを明らかにした上で、今何をやるか、将来に向けて何をやめていくかも同時に決める『スクラップ・フォー・ビルド』で取り組んでいきます。これが、今期のキーワードです。価値のあるものを残し、作っていく。変化を恐れずチャレンジするまちを目指します。

加茂市の財政調整基金は10億円を超え順調であるかと思えますが、現状は依然として大変厳しいものです。

その主な原因は、これまで計画的に更新されてこなかった公共施設の老朽化にあります。加茂市の公共建築施設は約76%が築30年以上経過しており、築40年から50年の公共建築施設が最も多い状況です。現状のままでは、20年後には建替えが必要とされる築後60年を経過する施設の割合が50%を超えること



清掃センター

になります。

公共建築施設の中で特に早急に手を打たなければならぬ施設は、清掃センター、消防庁舎、母子健康センター、小中学校校舎、公立保育園、公民館を含んだ市民体育館です。

公共建築施設だけではなく、道路や水道、下水道などのインフラ資産についても同様に老朽化が進んでおり、更新が必要となっています。

これらの公共施設で市民にとって不要なものはありません。

しかし、最新の財政シミュレーションによると、現在の財政状況では、既に更新の準備

を進めている施設も含めて、これらの中からあきらめなければならぬ施設が複数出てきます。

市民にとって必要な施設をあきらめることがないよう、行財政健全化は終了しましたが、今期においても事業、制度、料金、施設管理について抜本的な見直しを行います。

さらに、財政基盤を強化するため、ふるさと納税寄付額の更なる増額を目指します。事業者の積極的な参加を促す勉強会の実施や、返礼品提供事業者への支援に取り組みます。

また、市税や使用料の未収金回収にも注力していきます。行財政健全化の期間である令和2年度から令和4年度までの間、市税では約1億3,500万円、水道料金では約3,700万円、下水道使用料では約1,400万円の未収金を回収しました。公平性を確保するためにも、引き続き未収金の回収に努めます。

市民の賛否が分かれることもあるかもしれませんが、今ここにある課題と将来にわたる課題の解決から目を背けることなく、一歩一歩確実に進めてまいります。

私は2期目の公約として、四つの目標を掲げました。

一つ目は、希望ある未来を築くために、「こどもまんなかのまち」を目指します。

加茂市の未来を担う大切な子どもたちが、健やかに育ち、それぞれの個性を尊重し合い成長できるように、切れ目のない一体的な支援の充実に図ります。

老朽化が著しい母子健康センターや小中学校、公立保育園の施設について適正な規模での運営ができる仕組みづくり、体制づくりを進めます。誰が、何のために、どう使うのがいいのかをしっかりと考えた上で、新築や複合化を含めた適切な施設整備を図ります。質の高い子育て環境や教育を受けることができ、環境の構築に向けて、スピード感をもって「こどもまんなかのまち」を実現します。

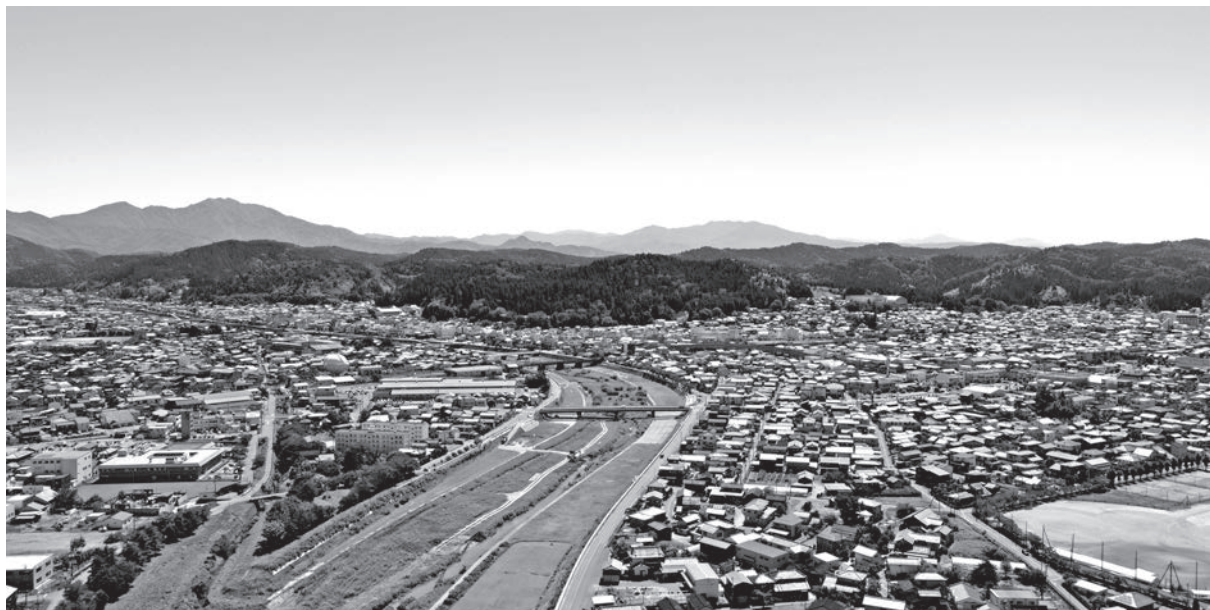
二つ目は、いのちと暮らしを守るために、「安全・安心で、やさしいまち」を目指します。

加茂市は、子どもから高齢者まで、そして障がいのある方もない方も誰もがつながりを持って、より長く元気に活躍できる包摂的なまちに向けた取り組みを進めてきました。1期目はソフト事業の整備を中心に進めてきましたが、この4年ではその精査・充実に加

え、これまで棚上げされてきたハード面の課題に対しても正面から取り組んでいきます。

加茂市の公共施設や公共空間は先ほど述べた老朽化に加え、全ての人にやさしいユニバーサルデザイン化が十分に図られていないという課題を抱えています。個々の施設毎ではなく、まち全体としてのユニバーサルデザイン化を目指し、まちの公共資産全体としての役割を最適化する上で、建替えや施設の複合化に伴う整備など、より有効で費用対効果の高い機会を適切に見定め計画的に進めていきます。

また、自助・共助の核となる地域コミュニティの維持・強化にも注力します。加茂市に限らず、区長や民生委員・児童委員、消防団員の皆さまのなり手不足は多くの自治体が直面している課題です。加茂市では約30年にわたり総合防災訓練が行われず、自主防災組織の組織率が13・1%と、概ね85%前後で推移する全国平均を大幅に下回り、地域の安全・安心の基盤が強固とは言えない状況です。加茂市は、市街地域の大半が浸水想定区域に含まれるなど、防災に対する備えが不可欠です。まず、防災という切り口から行政も一体となつて地域コミュニティの活性化に取り組み、自分たちの地域は、地域の助け合いの





力で守る」という機運を醸成するための様々な仕組みづくりにも取り組んでいきます。地域コミュニティという土台があるからこそ、私たちは市政運営を行うことができます。このような取組を防災から地域での子育て、福祉といったテーマに広げていくことで、自助・共助・公助が一体となった「安全・安心で、やさしいまち」を実現します。

三つ目はにぎわいを生み出すため、「チャレンジを応援し、活気あるまち」を目指します。

この3年にわたるコロナ禍により、加茂市

内では少なくない事業者の方が残念ながら廃業という選択肢を選んでいきます。地域経済を活性化させ、まちなかに賑わいを取り戻すため、創業支援を充実させるとともに、今事業を営んでいる方々に対し、安心して次の世代に引き継ぐための事業承継支援、新たなチャレンジを応援するための第二創業支援に取り組んでいきます。さらに、これらの取組を働く場の確保につなげて、移住定住を促進するための環境整備に関しても、民間事業者等と連携していきます。

加えて、市外・県外の事業者との戦略的なパートナーシップに積極的に取り組みます。市の目指す方向性や共に解決したい社会課題を明確に提示し、制約を設けることなくオープンでスピード感のある対応を心がけることで、1期目は全国でも先進的と言えるいくつかの取り組みを始めることができました。これからの4年間は市内事業者の皆さまのビジネス機会創出につなげることをより意識しながら、新たな経済の流れを生み出します。

また、加茂市内では市民・民間事業者の皆さまを中心としたまちづくりの気運が高まっています。加茂市に住む、関わる全ての人々が主役となって、主体的に活躍できるまちづくりを支援するための仕組みを整えます。

ウォークアブルなまちづくりを念頭に、中心市街地とその周辺のまちなかエリアのにぎわいづくりに向け、産学官民が連携して活動するためのエリアプラットフォームや、実現すべき具体的なまちの姿を示す未来ビジョンを構築していきます。また、民間事業者によるまちづくり会社の立ち上げや、様々な事業主体によるまちなかエリア内でのにぎわい創出に向けた取組を支援し、「チャレンジを応援し、活気あるまち」を実現します。

四つ目は、今と未来を見据えた、「持続可能なまち」を目指します。

冒頭に述べた公共建築施設の再編については、これまで検討・策定してきた方針や計画等を踏まえつつ、持続可能かつ希望が持てる未来を市民の皆さまに提示するため、令和5



市役所庁舎内で実施のカモフリマ

年度から6年度にかけて、各施設における利用者の属性情報や類似施設間の併用状況など、客観的なデータにもとづく需給状況を明らかにし、必要性や優先度が高い新規施設の整備も含め、公共施設保有量の適正化に向けた長期にわたるアクションプランを策定します。複合施設や小中学校など、アクションプランの対象に含まれる全ての施設整備を長期財政シミュレーションに紐づけ、各課の個別施設計画に反映させることで、施設再編を確実に実行していきます。

また、インフラ施設についても、計画的な更新を進める必要があります。

特に、加茂市の水道事業及び下水道事業については、施設の老朽化などにより収支の均衡が取れていないため、経営状況は大変厳しくなっています。経営悪化の主な要因は、長年にわたった実態に合わない低料金と多額の未収金です。

水道事業については、浄水場及び管渠の老朽化が進んでいます。現在の悪化した経営状況により老朽化した施設の更新ができなければ、水道水を安定して供給できなくなります。

今も未来も安全でおいしい水を飲むことができるように、段階的に水道料金の改定を行います。水道事業の収支均衡を図り、得られ



た財源により計画的に施設の更新を進め、持続可能な水道事業の実現を目指します。

下水道事業については、汚水処理するため必要な費用が下水道使用料による収入を上回っており、一般会計からの補填により賄っている状況です。将来に向け持続可能な下水

道事業を目指すため、汚水処理の効率化を図り、下水道使用料の改定を行います。

加茂市のあらゆる課題解決について、この4年間で明確な方針を打ち出し、「持続可能なまち」を実現します。

【結び】

ここまで、所信表明にもかかわらずかなり厳しいお話をしてまいりました。これが加茂市の現実であり、だからこそ、しっかりと前を向かなければなりません。

今まであった事業がなくなる、施設がなくなる、これは苦痛が伴うかもしれませんが。しかし、財政的に強くならなければ、本当に守るべき人を守ることはできません。効率化や収益だけを考えれば切り捨てられてしまう人が必ず生まれます。そこを救う大きな力となるのが行政であり、人と人がつながるコミュニティです。加茂市にはまだそのコミュニティが残っています。

今の加茂市は、東京のような大都市に人口が流出し、人口がどんどん減っている自治体です。では、大きな都市だけが生き残ればいいのかでしょうか。決してそうではありません。私は、加茂市が地方の小さな自治体だからこそ存在する意義があると思っています。

地方が衰えてしまったら、日本は衰えてしまいます。地域の産業、伝統文化など、それぞれ特色を持った地方の自治体がその特色を際立たせていくことが日本全体の元気につながるかと信じています。加茂市の中も一色ではありません。各地域でそれぞれの色を持っています。その色をより一層輝かせるため奔走するのが私たちの役目であり、その輝きが加茂市の価値になります。そのために私は地域のすみずみまで分け入り、市民の皆さまと対話していきます。

まちを変えることは、私ひとりではできません。行政だけでもできません。加茂市に暮らす皆さまの力が必要です。さらには、このまちに関わってくださる方々の力が必要です。一緒に加茂市の今と未来のために行動していきます。

困難な課題を先送りせず、未来への道筋をつけるため、私は覚悟をもって市政運営に取り組んでいくことをここに約束いたします。

結びに、市民の皆さま、市議会議員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。また、私の所信表明とさせていただきます。

出張座談会 今年もやります

きめ細やかに市民の皆さまの意見を聴くため、市長が皆さまのところへ出向いて話をする「出張座談会」を開催します。皆さまの地域や団体での会議や打ち合わせの際に、一部お時間をいただいで実施することもできます。ぜひ皆さまの声をお聞かせください。



対 象 市内在住で2人以上の団体※会社、町内会、学校、友人同士など年齢を問わず、どんな団体でも可能です。

時 間 1時間以内（午前10時から午後9時までの間）

申し込み 次の必要事項を電話、FAX、またはメールでご連絡ください。

☎0256-52-0080（内線352） FAX0256-53-2729 ✉koho@city.kamo.niigata.jp

- ①団体名（団体名が無い場合はいりません）
- ②参加予定人数・会場（オンラインの場合は使用するアプリ）
- ③希望する話し合いテーマ
- ④日時（第3希望まで）

注意事項 当日は、市長と随員職員が伺います。会場の手配、使用料の負担（市の施設で開催の場合はご相談ください）、感染症対策などは、各申込者が行ってください。また、記録のため座談会の内容を録音し、概略をホームページなどで公表しますのでご了承ください。

国保からのお知らせ

健康福祉課 (☎内線161・163)

大切に保管してください。

国民健康保険(国保)は、病气やけがのときに安心して受診できるように、日ごろから収入に応じてお金(国保税)を出し合い、みんなで助け合う制度です。

国保は医療保険のひとつとして新潟県が主体となり運営し、職場の健康保険に加入している人とその扶養家族、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、すべての人が国保に加入します。

保険証についてのお知らせ

保険証8月から「空色」

国保の保険証(国民健康保険被保険者証)を8月に更新します。



新しい保険証は「空色」です。世帯の分をまとめて世帯主宛てに郵送しますので、内容を確認のうえ

▼資格がなくなったら届け出を職場の保険に加入したときや他の市町村へ転出する場合は、必ず届け出て保険証をお返しください。

▼学生の場合

市外に住所を移している学生は、特例で加茂市から国保の保険証を交付します。在学証明書または学生証の写しを添付し、市民課の窓口へ申請してください。

保険証の有効期限

通常、保険証の有効期限は毎年7月31日ですが、次の場合は有効期限が別に定められています。

70歳になる人には「兼高齢受給者証」

新たに70歳になる人の保険証

こんなときは14日以内に市民課へ届け出ください

	状況	持ってくるもの
国保に加入	他市町村から転入してきた	転出証明書
	退職や認定取消などで他の健康保険をやめた	健保などの資格等喪失連絡票
	子どもが生まれた	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなった	保護廃止連絡票
国保脱退	他市町村へ転出する	保険証
	他の健康保険に加入した	国保と健保などの保険証
	死亡した	保険証
	生活保護を受けた	保険証、保護開始連絡票
その他	住所、世帯主、氏名などが変わった	保険証
	保険証をなくした	本人確認できるもの(代理人の場合は郵送)
	保険証の内容訂正または汚れた	保険証
	修学のため他市町村へ行く	保険証、在学の証明書

※届け出のときは、個人番号(マイナンバー)が分かる書類をお持ちください。

は、有効期限が誕生月の月末(1日生まれの人は前月末)までとなっています。対象者には、有効期

限が切れる前に一部負担金の割合が記載された新しい保険証(兼高齢受給者証)をお届けします。

75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に

新たに75歳に達する人の保険証の有効期限は誕生日の前日までとなっています。

これは、75歳になると「後期高齢者医療制度」に加入することになるためです。75歳の誕生日までには後期高齢者医療制度の保険証をお届けします。

・国保税を滞納すると

特別な事情がなく国保税を滞納すると、有効期限が短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。国保税の納付が困難な場合は税務課にご相談ください。



国保からのお知らせ

高額療養費について

■70歳未満の高額療養費

国保に加入している人の医療費が高額になったときに、一つの医療機関の窓口での支払いは、高額療養費の自己負担限度額までで済むようになっていきます。

高額療養費の限度額は所得によって複数の区分がありますが、医

表1 70歳未満の高額療養費自己負担限度額（月額）

回数	3回目まで	4回目以降（※1）
所得区分		
上位所得世帯（ア）（※2） 総所得金額が901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
上位所得世帯（イ） 総所得金額が600万円超901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般世帯（ウ） 総所得金額が210万円超600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般世帯（エ） 総所得金額が210万円以下（非課税世帯を除く）	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯（オ）	35,400円	24,600円

※1 過去12か月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

※2 所得の申告がない場合も上位所得世帯（ア）とみなされます。
《ここでの総所得は「基礎控除後の総所得金額等」です》

表2 70歳以上75歳未満の高額療養費自己負担限度額（月額）

区分	外来（個人単位）	外来 + 入院（世帯単位）
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (4回目以降は140,100円)
	Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (4回目以降は93,000円)
	Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降は44,400円)
一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (4回目以降は44,400円)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

療機関の窓口でその区分に応じた限度額を適用させるためには「限度額適用認定証」が必要です。入院や通院で自己負担が高額になるときは、あらかじめ健康福祉課で申請し、交付された認定証を医療機関に提示することで、医療機関での負担が限度額までとなります。

なお、複数の医療機関への支払いで自己負担限度額を超える場合は、いったん3割分を支払い、後

から申請していただくことで自己負担限度額を超えた分が支給されます。

■70歳以上の高額療養費

一般世帯は「保険証」だけを、現役並み所得者のうち現役区分Ⅰ・Ⅱに該当する人は「保険証と限度額適用認定証」を、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人は、「保険証と減額認定証」をそれぞれ提示することで医療機関での支払いが限度額までとなります。

また、月の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度の被保険者となる人は、同一月でそれまで加入していた医療保険制度（国保など）と後期高齢者医療制度のそれぞれで限度額を負担する場合がありますが、特例として75歳に到達した月は、移行前後の医療保険制度での限度額がそれぞれ本来の額の2分の1になります。（1日生まれを除く）



■食事の減額認定証

入院時の食事負担額は1食460円ですが、住民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、1食210円（過去12か月の入院日数が90日を超える長期入院の場合は160円、70歳以上の人で所得が0円となる世帯の人は100円）に減額されます。

●入院したときの食事代の標準負担額（1食当たり）

一般（下記以外の人）		460円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ（70歳以上）	90日までの入院	210円
	90日超の入院（過去12か月の入院日数）	160円
低所得者Ⅰ（70歳以上）		100円

※住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ・Ⅱ）の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。健康福祉課の窓口にお申し出ください。

●70歳以上75歳未満の人の所得区分について

・現役並み所得者（3割負担）

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の、70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、一人で383万円未満の場合は2割負担となります。

・低所得者Ⅱ

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人。

・低所得者Ⅰ

世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。

国民健康保険税について

問 税務課 民税係（☎内線125）

■国民健康保険税は忘れずに
国保税は国保に加入している世帯員の分をまとめて世帯主が納めます。

納期限までに納めるようご協力ください。納期は7月から翌年3月までの9回です。

・口座振替をご利用ください

□座振替の依頼書は、市内の金融機関（郵便局を含む）と税務課窓口にあります。20日までの申し込みで、翌月納期分から□座振替納税できます。

・納税はいつから

国保税は、国保の資格を得た月の分から納めていただきます。届け出をしたときからではありませんので、ご注意ください。

また、国民健康保険に加入している世帯主および世帯全員が65歳以上75歳未満の世帯は、原則として年金からの天引による納付とな

ります。

国保税を納めないまましていると、有効期限の短い「短期被保険者証」や「資格証明書」が交付されたり、高額療養費の限度額適用認定も制限される場合があります。

令和5年度 加茂市の国民健康保険税率

		医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40～64歳のみ)
所得割	前年中の所得から43万円を控除した基礎額に右の割合を乗じて算出	7.40%	2.10%	2.45%
資産割	(廃止)			
均等割	1人当たり	22,000円	12,000円	13,000円
平等割	1世帯当たり	16,000円	—	—
賦課限度額		65万円	22万円	17万円

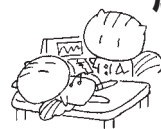
・上記の割合で算出した国民健康保険税は、世帯主に対して課税します。
・年度途中の加入・脱退については、月割りで計算します。

国民健康保険・後期高齢者人間ドック助成

対象者

国民健康保険加入者

受診日に国民健康保険に加入している30歳から74歳の人で、国民健康保険税を滞納していない世帯に属する人



後期高齢者医療制度加入者

受診日に後期高齢者医療制度に加入している人

助成金額 2万5千200円（国保）

1万円（後期高齢）

助成方法

国民健康保険加入者

①市と契約している健診機関（人間ドック意向調査票に記載）で受診した場合は、人間ドック費用と助成金額の差額を健診機関の窓口で支払ってください。②市と契約していない健診機関で受診した場合は、人間ドック費用を全額支払い、後日助成申請をしてください。

後期高齢者医療制度加入者

人間ドック当日は費用を全額支払い、後日健康福祉課窓口で助

成申請をしてください。

助成申請に必要なもの（国保・後期高齢共通） ①申請書（健康福祉課窓口）にあり ②受診者名、受診日が記載され、人間ドック受診を証明できる領収書 ③人間ドック結果報告書 ④保険証 ⑤印鑑 ⑥通帳

など振込先口座が分かるもの

申請・問い合わせ

健康福祉課保険医療係（☎内線163）

後発医薬品をご存知ですか



後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売された、先発医薬品と同じ有効成分や効果・効能をもつ安価な医薬品です。

国保では、現在処方されている先発医薬品から、後発医薬品に切り替えた場合、どれくらい医療費が安くなるか試算してお知らせします。

対象者 月に14日以上薬を投与された12歳以上の被保険者で、病名による絞り込みを行った試算の結果100円以上の差額が見込まれる人
通知月 7月、11月、3月の予定

ジェネリック医薬品への変更

は、医師や薬剤師に相談し、薬の特徴や医療費について説明を聞いて判断しましょう。今までの薬を一気に変更するのが不安なときは、試しに数日分を変更することも可能です。

自分の意思を伝えるジェネリック医薬品希望カードは、健康福祉課の窓口でも配付しています。

医療費のお知らせ

国民健康保険の被

保険者の皆さんが、病気などで医療機関等を受診した場合の医療費を知っていただくため、「医療費のお知らせ」を行います。



内容は、①受診月 ②受診者氏名 ③医療機関等の名称 ④医科（入院・通院）・歯科・薬局等の別 ⑤受診日数 ⑥医療費の総額等です。

「医療費のお知らせ」は令和6年2月頃に封書形式でお届けする予定です。

なお、後期高齢者医療制度の加入者には、新潟県後期高齢者医療

広域連合から、年3回（7、11、2月）「医療費のお知らせ」をお送りしています。

日ごろから自分の健康管理には十分注意し、医療費を有効に使うよう心がけましょう。

問い合わせ 健康福祉課保険医療係（☎内線161）

医療費を抑えるために

国保は高齢者の加入割合が高く、医療費の増加や国保税の負担能力など、制度の維持、運営に大きな影響を与えています。医療費を大切にするためにも、上手な受診を心がけましょう。

- ・かかりつけ医を持ちましょう。
- ・早期発見・早期治療のため、ふだんと様子が違ったら、早めに受診しましょう。
- ・急病などの場合は時間外や休日の受診は避けるようにしましょう。

- ・お医者さんを次々変えるハシゴ受診はやめましょう。

非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減措置

倒産・解雇・雇い止めなどの非自発的な失業のため社会保険を脱退し、国保に加入した人の国保税を軽減します。

対象者 対象となるのは次のすべての条件を満たす人。

- ・失業時点で65歳未満の人
- ・雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職者)または特定理由離職者(雇い止めなどによる離職者)である人。

※雇用保険受給資格者証の第1面「12 離職理由」欄に記載の離職理由コードが11、12、21、22、31、32、23、33、34の人が該当します。

軽減内容 国民健康保険税の所得割を算定する際に、非自発的失業者の前年の給与所得を30/100として算定します。

軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

申請方法 国民健康保険証と雇用保険の受給資格者証または受給資格通知の原本を持参し、健康福祉課窓口(☎内線163)に届け出てください。



不審電話にご注意ください

市役所や年金事務所の職員などと名乗り、医療費の還付をするといって口座番号を聞き出したり、銀行等のATMで振り込み額を確認するよう促す不審な電話や訪問の事例が相次いでいます。

市では、手続きをしていない人に口座番号を聞くことや、銀行等のATMに行つて操作をお願いすることは絶対ありません。

このような電話や訪問があったら健康福祉課(☎内線163)または加茂警察署(☎52-0110)へお問い合わせください。

～国保コラム～ 「交通事故に遭ったら届け出を」

交通事故など、第三者(加害者)から受けた傷害による医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。しかし、その負担(弁償)が不十分であったり、遅れたりする場合には、国保や後期高齢者医療制度の保険証を使って治療を受けることができます。

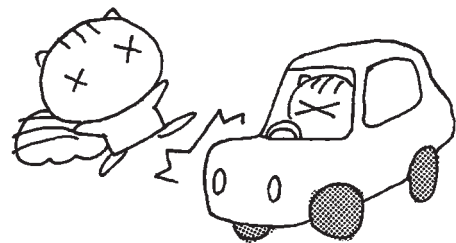
この場合、医療費を医療保険が一時的に立て替え、あとから加害者に請求します。保険証を使い交通事故などのけがの治療を受けるときは、「第三者行為による被害届」を提出してください。

■届け出の際の注意

- ・加害者の住所、氏名、自動車損害賠償責任保険の加入の有無を確認しておく。
- ・交通事故証明書を取り寄せる。
- ・保険証と印鑑を持参する。

■事故に遭ったときは

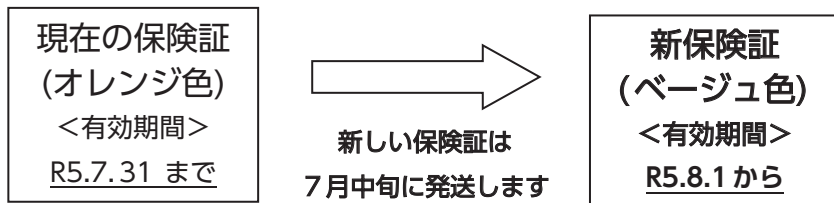
- ・自動車のナンバーをひかえる。
- ・免許証、車検証、保険証などで相手を確認する。
- ・軽いけがだと思っても、必ず警察へ届ける。
- ・示談をする前に健康福祉課保険医療係へ相談する(加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると保険証は使えません)。



後期高齢者医療制度のお知らせ

■ 保険証の更新について

(1) 8月1日から保険証が変わります (新しい保険証は **ベージュ色** です。)



現在お使いの後期高齢者医療制度の保険証は、7月31日で有効期限が切れますので、8月1日から新しい保険証をお使いいただくことになります。(申請手続きは不要です。)

新しい保険証は、7月中旬に発送いたします。8月になっても保険証が届かなかつたり、保険証の記載事項に誤りがあつたりした場合は、健康福祉課 保険医療係 (☎内線161) までご連絡ください。

(2) 医療費の自己負担割合について

毎年、同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の前年中の所得に応じて、医療費の自己負担割合を判定しています。今月お送りする新しい保険証に記載されている自己負担割合 (1割または2割もしくは3割) は、8月1日から適用となる医療費の自己負担割合です。

① 3割負担(現役並み所得者)となる方

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる方

※ 住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合でも、下記に該当する方は2割、または1割負担となります。

[同一世帯に昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる場合]

被保険者全員の旧ただし書き所得 (総所得金額等から基礎控除を引いた額) の合計額が210万円以下

[同一世帯に被保険者が1人の場合]

その方の収入の合計金額が383万円未満 (または、その方の収入と同一世帯の70~74歳の方全員の収入の合計金額が520万円未満)

[同一世帯に被保険者が複数いる場合]

被保険者全員の収入の合計金額が520万円未満

② 2割負担となる方

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に、住民税課税所得が28万円以上の所得者がいる方

※ 住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる場合でも、下記に該当する方は1割負担となります。

[同一世帯に被保険者が1人の場合]

その方の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が200万円未満

[同一世帯に被保険者が複数いる場合]

被保険者全員の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円未満

★ 「① 3割負担(現役並み所得者)となる方」及び「② 2割負担となる方」以外は1割負担となります。

後期高齢者医療制度のお知らせ

■ 年間保険料の決まり方

(1) 保険料額の計算方法

- 『均等割額』 + 『所得割額』 が年間保険料額となります。(賦課限度額は66万円)
 - 【均等割額】 1人あたり年間40,400円となります。
 - 【所得割額】 令和4年中の総所得金額等をもとに算定します。
- $$\text{所得割額} = [\text{令和4年中の総所得金額等} - \text{基礎控除}] \times 7.84\%$$

(2) 保険料の軽減制度 (申請手続きは不要です)

- ① 令和4年中の所得の状況に応じた軽減
 保険料の均等割額が世帯の所得状況に応じて、7割、5割、2割軽減されます。
- ② 制度加入前日において会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方への軽減
 制度加入前日において保険料負担のなかった、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、制度加入時から2年間のみ「均等割額」が5割軽減されます。また、「所得割額」はかかりません。(市町村国保、国保組合などは対象となりません。)

■ 納め方 (市役所から郵送される保険料通知を必ずご確認ください。)

令和5年度の保険料の納付方法・納付時期

(1) 4月の年金から既に納めていただいている方 <<特別徴収>>

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		
年金	年金	年金	年金	年金	年金

4・6・8月の納付額・・・令和5年度の年間保険料額が確定していないため、仮に算定された保険料額を納めていただきます。

10・12・2月の納付額・・・確定した年間保険料額から、4・6・8月の納付額を差し引いた残額を10・12・2月の年金から納めていただきます。

(2) 7月から納付書または口座振替で納めていただく方 <<普通徴収>>

4～6月	7～3月
納付なし	納付書 または 口座振替

確定した年間保険料額を、令和5年7月～令和6年3月の年9回に分けて納めていただきます。月々納めていただく保険料額は、通知書に記載されていますので、ご確認ください。

※ 手続きをして口座振替に変更することができます。

口座振替を希望される場合は、税務課窓口 (または金融機関窓口) で手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】 振替口座の預金通帳、通帳のお届け印、保険証

※ご家族の口座からの納付に変更した場合、社会保険料控除は、実際にご負担した方に適用されます。世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合がありますので、十分ご注意ください。

問い合わせ 健康福祉課 ☎内線163

令和4年度 下半期の財政状況

加茂市には、どのようなお金が入り、何に使われているのか・・・。
市では毎年財政状況を公表しています。今回は、令和5年3月31日までの財政状況をお知らせします。

■一般会計

予 算 額 162億9,790万円
 収入済額 130億5,035万円 (収入割合80.1%)
 支出済額 128億2,342万円 (支出割合78.7%)

歳 入		歳 出	
45億1,032万	地方交付税※	民生費	45億9,673万
43億6,959万			41億1,042万
28億 457万	国庫支出金	教育費	26億8,766万
21億6,957万			19億6,647万
26億2,248万	市 税	総務費	21億8,046万
25億8,220万			17億1,242万
18億6,320万	市 債	土木費	18億5,244万
1億6,810万			13億5,012万
9億9,098万	県支出金	商工費	14億1,676万
7億1,451万			7億2,018万
8億8,475万	諸収入	衛生費	13億1,719万
5億 947万			10億1,979万
6億2,000万	地方消費税交付金	公債費	10億3,777万
6億3,164万			10億3,570万
20億 160万	その他	その他	12億 889万
19億 527万			9億 832万

※臨時財政対策債は地方交付税に含む

■特別会計

項 目	予 算 額 (万円)	歳 入		歳 出	
		収入済額 (万円)	収入割合	支出済額 (万円)	支出割合
国民健康保険	28億5,800	27億5,629	96.4%	25億4,853	89.2%
後期高齢者医療	3億5,043	3億4,440	98.3%	3億4,071	97.2%
宅地造成事業	1億4,733	3,134	21.3%	46	0.3%
下水道事業	22億1,528	15億4,606	69.8%	18億6,406	84.1%
介護保険	34億 679	34億1,609	100.3%	28億9,812	85.1%
在宅介護サービス事業	1,063	1,268	119.3%	947	89.1%
合 計	89億8,846	81億 686	90.2%	76億6,135	85.2%

■水道事業会計

項 目	収 入			支 出		
	予 算 額 (万円)	収入済額 (万円)	収入割合	予 算 額 (万円)	支出済額 (万円)	支出割合
収益的	5億4,126	5億3,388	98.6%	5億2,943	5億2,058	98.3%
資本的	7,855	6,006	76.5%	1億9,873	1億6,216	81.6%

土 地	1,385,649㎡
建 物	144,497㎡
構 築 物	262基
基 金	17億 904万円 95,000㎡

一 般 会 計	83億3,711万円
下水道事業会計	95億7,159万円

※市債現在高は83億3,711万円ですが、国が負担する分を除いた
 実際に加茂市が返済する金額は27億3,387万円となります。

下条地区の農業の未来を考える座談会(6/22)



6月22日(木) 午後7時から、下条体育センターで下条地区の農業の未来を考える座談会を開催しました。

これは未来の人々に農地を引き継ぐための、人・農地プランから、さらにどの農地をどの担い手が引き受けるかを地図に示して公表する地域計画を策定するための説明会です。

当日は下条地区の農業従事者など47人が参加しました。市の担当者から参加者へ地域計画の説明がありました。説明後には参加者からの質疑応答を受けました。

自主防災シンポジウム2023in加茂(7/2)

2日(日) 午後1時30分から、産業センターホールで「自主防災シンポジウム2023in加茂」を開催しました。市内外から116人が参加しました。

基調講演には、長岡技術科学大学の上村靖司教授から「防災を通じた地域づくり」と題して講演いただきました。中越地震での地域の自力復旧をした事例や、雪国ならではの除雪にまつわる苦情の事例などを取り上げ、行政と住民の対話や地域住民同士のコミュニケーションの大切さをお話いただきました。

また同日午後3時10分から同ホールで、水害からの避難を主とした加茂市避難行動講習会を開催しました。区長や民生委員など47人が参加しました。参加者は、公益社団法人中越防災安全推進機構の河内毅さんからワークショップ形式で、避難情報の正しい理解や正しい避難行動を学びました。



受付では長期保存水のサンプルを配りました



VIPシティホール 西加茂
加茂市栄町2-11
☎0256-52-4999

地域の皆様に日頃のご愛顧と感謝を込めて

ビップ ふれあい お盆市

お供え花束 1束500円~にて販売

他、ローソクやお線香なども特価で販売いたします!

お渡し日: 8/12(土) 午前8時~午前10時

事前予約必要 // 8/8(火) 午後5時まで。

多数ご用意しておりますが、無くなり次第終了とさせていただきます。
ご予約はお早めをお願いします。

VIPシティホール 加茂
加茂市千刈2丁目309-1
☎0256-53-4999

【有料広告】

NEWS TOPICS

市内事業者対象セミナー(7/5)

7月5日(水)に加茂市と新潟三越伊勢丹共催で、加茂市内事業者対象セミナー「新商品開発・新規事業開発のポイント」と題してセミナーが行われました。

新潟大学特任教授の梅野匡俊先生を講師に、キリン氷結の開発実績から得られた商品開発についてご講演いただきました。

新商品のターゲット明確化や、経営者としての心構えなどを実際の具体例に基づきながらお話いただきました。市内の10事業所から14人が参加し、講師の話に熱心に耳を傾けていました。



14日(金)まで展示されました

七夕飾りを作りました(7/7)

7月7日(金)下条小学校の一年生29名と先生が、下条コミュニティセンターの玄関ピロティに集まり、地域のみなさんと七夕飾りを体験しました。子どもたちは授業で願いを書いた短冊を作りました。

下条コミセンに集う子育て支援サークルに参加のみなさんや地域の人たちが作った、流れ星のミニ吹き流しなども飾られ、風にたなびく様子は涼しさ満点。昔懐かしい夏の雰囲気を感じさせる場所になりました。

加茂市・田上町消防衛生保育組合における 起債事務手続きを怠った事案について

令和4年度加茂市・田上町消防衛生保育組合一般会計において、起債事務手続きを怠る事案が生じたことにつきましてご報告いたします。

はじめに、この度、当組合職員が必要な事務手続を怠り、加茂市、田上町の住民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを当組合の管理者として心よりお詫び申し上げます。

この事案の内容は、衛生センターの井戸水水質改善工事費の一部について、起債(借入)をおこなうところ、その手続きを失念してしまったというものです。

本来であれば、工事費1,892万円のうち、その財源として1,410万円は、起債(借入)を充て、起債の元利償還金に対し、その3割の423万円と利息分は、国から交付税として算入される予定でした。これが起債がなくなったため算入されなくなったということになります。

借り入れを行なわなかった1,410万円については、令和6年3月までにおこなう前年度繰越金精算のための補正予算の中で精算することになります。

この度の事案については、チェック体制が機能しなかったことが原因と考えています。今後は、会計事務や議案のチェック体制について、加茂市、田上町双方での連携を密にし、対応してまいります。また、組合事務局の人員体制についても強化します。同時に、当組合全体の組織及び施設の管理運営についても抜本的な見直しを行ってまいります。

今後、二度とこのような事態が生じないよう、管理を徹底して参ります。

令和5年6月30日

加茂市・田上町消防衛生保育組合

管理者 加茂市長 藤田明美

副管理者 田上町長 佐野恒雄

副管理者 加茂市副市長 五十嵐裕幸

令和5年 春の叙勲 受章おめでとうございます

旭日双光章

元加茂市、加茂市・田上町消防衛生保育組合公平委員会 委員長

田邊 敏夫さん



田邊さんは三条市出身。法政大学を卒業され東京の企業で3年ほど営業職を務めた後、ご縁があった昭和41年に紙の老舗、上町の株式会社田辺喜平商店（1629年創業）に婿入りされ、その2年後には会社を継いで十四代目の社長に就任されました。紙・紙製品・日用雑貨品の卸・小売りを生業としていましたが、平成に入り紙おむつを扱うようになり、さらに社会の超高齢化の中で業態を変化させ、現在では福祉用具のレンタル・販売、住宅改修を主力として

います。

会社経営と並行して、昭和59年10月から平成6年9月末までの8年間、加茂市教育委員を務められました。また、平成7年1月から令和4年3月末までの27年3カ月の長きにわたり、加茂市と、加茂市・田上町消防衛生保育組合の公平委員を歴任されました。

とくに教育委員任期中には豊富な経験と見識から、通算4年間、同委員会の副委員長として加茂市の教育政策への助言・提言を行い、加茂市の教育行政に多大な貢献をされました。

教育委員を退任する際に、当時の太田大三郎市長から公平委員会の委員を打診され、平成7年1月から加茂市と、加茂市・田上町消防衛生組合（現加茂市・田上町消防衛生保育組合）の公平委員に就任し、平成22年7月からはそれぞれの公平委員会委員長として、委員会運営に尽力されました。在職中は措置請求および審査請求はありませんでしたが、委員会の代表として地方公共団体の人事行政を取り巻く社会の変化などの課題へ、積極的に情報収集し重責を全うされました。

従五位 旭日小綬章

(死亡叙勲)

元加茂市議会議員

故 安田 憲喜さん

瑞宝双光章

(死亡叙勲)

元加茂市副市長

故 吉田 淳二さん

「かも防災・行政ナビ」 専用タブレット体験会を 開催します

電源に差して置いておくだけで、避難情報や市からの情報を音声で聞くことができます。難しい操作は必要ありません。

もしものときに備えて、ご自宅に置いてみませんか。



専用タブレット（イメージ）



日時 令和5年8月8日（火）
午前10時30分～11時30分
場所 下条コミュニティセンター
申し込み 総務課防災係（☎内線321）
体験したあとに、その場で申し込んで、お持ち帰りいただけます。
体験会は今後も月1回程度開催していきます。

住宅修理トラブルにご注意！

豪雨、台風、地震、大雪などの大規模な災害の後にはそれに便乗した悪質商法等のトラブルが発生する傾向があります。



- ・ 損害保険で雨どいが修理できますよ！
- ・ 経年劣化が理由でも保険がおりますよ！

★具体例★

突然訪問してきた業者に、「台風による住宅の損傷は、保険金で自己負担なしで修理できますよ！」と言われて保険申請サポートを契約してしまった。契約書をみると、保険金が入金されたら45%のコンサルティング料を支払うことになっていた。

～消費者へのアドバイス～

ご自身でご加入の「損害保険会社」「代理店」へまず連絡を！
保険金の請求は、ご自身で簡単に行うことができます。

【困ったときの相談窓口】

消費者ホットライン



188(イヤヤ)

※最寄りの消費生活センターなどの相談窓口につながります

加茂市商工観光課消費生活相談窓口
☎ 0256-52-0134 (相談専用電話)

新潟県消費生活センター
☎ 025-285-4196 (相談専用電話)

令和5年10月請求分から 水道料金を約15%・下水道使用料を約5%値上げします。

加茂市では、将来世代に大きな負担を残さず、適切な施設更新を図り、安全安心な水を供給していくために、水道料金・下水道使用料を見直し、令和5年10月請求分から水道料金を約15%、下水道使用料を約5%の値上げをさせていただくことになりました。また令和7年10月請求分から、さらに水道料金を約15%、下水道使用料は約5%値上げを行う予定です。使用者の皆さまには、ご負担をお願いすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。（詳しくは、ホームページに掲載しています。）

なお、物価高騰に伴う市民生活及び事業者等の経済的負担軽減を図るため、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、令和5年10月請求分から令和6年3月請求分までの6か月間、水道料金の基本料金を減免します。



ホームページ

水道料金の改定理由

①水道施設・管渠の老朽化による更新費用の増加

加茂市の水道事業は、昭和32年度の給水開始から60年以上が経過し、多くの水道施設・管渠は老朽化（耐用年数超え）し更新の時期を迎えています。更新を先延しすると、故障や破損・漏水事故が多発し、大規模な断水につながる恐れがあります。そのため値上げ後は、まずは早急に更新しなければならない水道管と宮寄上浄水場の設備に、毎年約1億円をかけて7年間で更新を行う予定です。しかし老朽化した多数の水道施設を順次更新するためには、さらに費用が必要となります。

②給水人口・使用量の減少による収入の減少

人口減少に伴う給水人口の減少や、節水機器の普及等により水道水の使用量は減少し、水道料金収入も年々減少しています。値上げを行わなければ、今後以降水道事業の財政収支は、給水収益の減少と施設老朽化による更新費用を見込むと厳しい状況となります。

下水道使用料の改定理由

①維持管理費の増加による汚水処理費用の増加

浄化センター等、老朽化した施設や管渠の増加により維持管理費の増加が見込まれます。汚水処理費用は、この維持管理費と、借金の返済などの資本費の合計になりますので、維持管理費が増えると汚水処理費用も増加し、多くの費用が必要となります。

②人口・使用量減少による使用料収入の減少

人口減少に伴う下水道の使用量の減少、それに伴い使用料収入も減少しています。その結果、汚水処理費用に対して、下水道使用料でまかなえない状況が長く続いております。値上げを行わないままにしておくと令和5年度から令和9年度まで年平均1,600万円の金額が不足になり、一般会計からの補てんで対応していかなければなりません。これは下水道を使用していない方の負担も含まれていることから、このような状況を改善し、受益者負担による健全な下水道経営を行う必要があります。

問い合わせ 上下水道課業務係 (☎52-0080 内線232)

改定後水道料金・下水道使用料

令和5年10月請求分からの改定後料金は下表のとおりです。水道料金については基本料金・従量料金とも約15%、下水道使用料については基本料金は5%、従量料金は段階ごとに8円値上げになります。

《水道料金 消費税抜き》 () 内は改定前料金			《下水道使用料 消費税抜き》 () 内は改定前料金		
用途	料金	基本料金 1か月につき	従量料金 1mにつき	従量料金	
				汚水量	使用料 1mにつき
一般	10mまで 1,270円 (1,100円)	154円 (134円)	一般用	10mまで 1,385円 (1,320円)	11~25m ³ 163円 (155円)
浴場用	100mまで 7,340円 (6,380円)	75円 (66円)		26~50m ³ 173円 (165円)	
臨時用	20mまで 7,080円 (6,160円)	372円 (324円)		51~500m ³ 183円 (175円)	
				501m ³ ~ 193円 (185円)	
浴場用	100mまで 9,810円 (9,350円)	101m ³ ~ 96円 (92円)			

令和5年10月請求分改定後のモデルケース

水道口径 20 ミリの右表モデルケースでは、使用水量が 40 m³ の場合は 10 月請求分が現行より 1,133 円増えて 13,035 円となります。

- ※1. 検針は 2 か月ごとに行い料金を 2 か月まとめて納入。
- 2. 下水道使用料は下水道に接続されている方のみ。
- 3. 水道料金は 20 ミリ水道メーター使用料 200 円 (2 か月) 含む。

- モデルケースの場合、県内 20 市のうち安いほうから、水道料金は 5 位 (改定前 2 位)、下水道使用料は 10 位 (改定前 6 位) となります。(令和5年6月現在)

モデルケース (2か月、税込)

水道メーターの口径が20ミリ
使用水量が40m³の場合

	現行	改定後	差額
水道料金	5,588円	6,402円	814円
下水道使用料	6,314円	6,633円	319円
合計	11,902円	13,035円	1,133円

水道料金基本料金の減免

加茂市では、物価高騰に伴う市民生活及び事業者等の経済的負担軽減を図るため、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、令和5年10月請求分から水道料金の基本料金を減免します。申請手続きは不要です。

対象者 加茂市水道事業から水道の供給を受けているすべての給水契約者（官公庁と臨時用を除く）

減免対象金額 水道基本料金相当額（2か月2,540円）※メーター使用料・水道従量料金・下水道使用料については、減免となりません。

対象期間 令和5年10月請求分から令和6年3月請求分まで（6か月間）

モデルケース(2か月、税込)

水道メーターの口径が20mm 使用水量が40m³の場合

	料金		メーター 使用料	消費税	合計
	基本料金	従量料金			
現行 水道料金	2,200円	2,680円	200円	508円	5,588円



	料金		メーター 使用料	消費税	合計
	基本料金	従量料金			
改定+減免後 水道料金	0円	3,080円	200円	328円	3,608円

現行料金との差

1,980円減



ながいき川柳募集

ながいきストリート逸品フェアでアーケードに掲示(10月1日～11月5日)する川柳を募集します。句題は「健康」です。入賞者には商店街共通商品券を進呈します。

応募方法 1人2句以内。ハガキ裏面に必要事項(投稿句、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号)を楷書で記入し、ご応募下さい(FAX・持参も可)
応募締切 8月16日(水)必着

宛 先 加茂市商店街協同組合
 (〒959-1351 仲町1-34、☎52-0775、FAX53-3434)

5～11歳の新型コロナワクチン1、2回目接種

ご希望の方はコールセンター(☎57-7001【午前9時～午後5時※土日祝を除く】)へ予約してください。

日 時 7月22日(土)、8月19日(土) (受付時間は午後1時45分～2時)

会 場 加茂市産業センター

※8月12日(土)午後のワクチン接種(一般)は中止となりました。

問い合わせ 健康福祉課(☎内線164)

石川小PTA

第1回拠点型資源回収

新聞・チラシ、雑誌、段ボールの廃品回収をします。期間内に設置したコンテナに入れてください。石川小学校校区以外の方も利用できます。

期 間 7月26日(水)～30日(日) 午前7時30分～午後5時30分

場 所 ゆきつばき荘駐駐車場
問い合わせ 同PTA事務局

(☎52-9853)
 ※11月、3月も実施予定です

人権教育・啓発推進計画策定委員を募集

人権教育・啓発推進計画策定にあたり、広く市民の意見を反映させるため加茂市人権教育・啓発推進計画策定委員の一部を市民から

図書館 8月末まで休館日を臨時開館

図書館内で勉強をする方々のため、夏休み中の休館日(月曜等)を開館します。係員はシルバー人材センターの会員等が担当します。



図書の返却・書架の図書の閲覧はできますが、図書の貸し出し、調査・相談(レファレンスサービス)、視聴覚機器(DVD・ビデオなど)やインターネットのご利用はできません。ご了承ください。

臨時開館日 7月17日(月・祝)、18日(火)、24日(月)、31日(月)、8月7日(月)、11日(金・祝)、14日(月)、21日(月)、28日(月)

開館時間 午前9時～午後6時

利用できる場所 1階閲覧室と2階学習室

※学生、生徒だけでなく、一般の方もご利用いただけます。

問い合わせ 市立図書館(☎53-3500)

公募します。

募 集 1人程度

任 期 令和5年8月～令和7年3月(予定)

会 議 おおむね半年に1回、計

4回程度

報 酬 日額5千円

応募資格 次の条件を満たす人

(国、地方公共団体の議員、職員を除く)

① 応募時点で満18歳以上で、市内に住所を有する人または市内に勤務している人

② 人権に関心があり、加茂市の人権教育・人権啓発の推進のために

ご提言いただける人

③ 平日昼間の会議に参加できる人

申し込み・問い合わせ 7月31日

(月)までに所定の応募用紙に記

入し、市民課市民係(☎内線114、

shimin@city.kamo.niigata.jp)

へ持参、郵送、メールのいずれか

で申し込んでください。要項、応募

用紙等は加茂市ホームページを

ご覧ください。

子どもたちを夏の事故から守りましょう



■水難事故から守る

毎年夏になると水の事故が増加します。子供たちが安全に楽しく夏を過ごせるよう、事故防止を心掛けましょう。

防止のポイント

- ・幼い子供から目を離さない。子供だけで水辺で遊ばせない。
- ・泳ぐときは準備体操。定期的に休憩をとる。
- ・危険と思われる場所や、遊泳禁止区域では泳がない。
- ・できるだけ一人では泳がない。

河川の水難事故防止について

- ・一人で遊ばず、必ず複数で遊ぶ。
- ・サンダルは脱げてしまうので危険です。ウォーターシューズ、リバーシューズなど、濡れても脱げにくい靴を履く。

▼川の水が急に増える以下のサインに注意

- ① 水の流れてくる方向の空に黒い雲がみえた
- ② 落ち葉や流木、ゴミが流れてきた
- ③ 雷が鳴り始めた
- ④ 雨が降り始めた

▼水難事故が発生したら

- ・近くの人に助けを求め、消防署などに救助を要請する。
- ・泳いで助けに行くのは最後の手段です。単独で助けに行くのは自分で溺れてしまう危険があるため、背が立つところ以外では不用意に飛び込まず、周囲の人と協力し、浮き輪や竿、ロープなどをを使って救助する。



■花火による事故防止

- 夏になると花火による事故が多発します。花火を行うときは次のことに注意しましょう。
- ・子供だけの花火は危険です。大人がしっかり見ていきましょう。
 - ・花火を人に向けない。燃えやすい物の近くでの花火はやめる。
 - ・水の入ったバケツを準備し、使い終わった花火の火は消す。
- ### ▼やけどをした場合
- ・すぐに患部に水道水をかけ、10分〜30分間冷やす。
 - ・服の上からやけどをした場合は、無理に脱がさず直接水をかける。
 - ・病院へ行く場合は、ガーゼや清

潔なタオルなどで患部を包み、何も塗らない。

水泡がある場合は、破らないように注意しましょう。

・自宅で処置できる軽度なやけどは、消毒などをおこない、痛みがなくなるまで包帯などの上から冷やす。

問い合わせ 加茂地域消防本部・警防課 (☎52-1770)

須田中学校区

リサイクル運動

新聞紙・雑誌・段ボール・アルミ缶の廃品回収を行います。期間内に設置されたコンテナに入れてください。

回収場所・期日

▼須田コミセン 8月1日(火)〜3日(木)

▼須田中学校 8月22日(火)〜24日(木)

時間 午前7時〜午後4時

問い合わせ 須田中学校 (☎52-6019)

加茂警察署マスコットキャラ『KamoTa』(かもた)のご紹介

加茂警察署では、マスコットキャラクター『KamoTa』(かもた)を使って

- ・交通事故防止
- ・防犯活動
- ・特殊詐欺被害防止

などの広報活動を加茂市と協力して実施しています。

問い合わせ 加茂警察署 (☎52-0110)

▼加茂警察署マスコットキャラクター『KamoTa』(かもた)



国内英語研修 参加者募集



加茂市国際交流協会では、次代を担う中学生の異文化・国際理解を深め、英語力の向上を図るため、国内英語研修を実施します。少しでも英語に興味のある方はお申し込みください。

期間 10月7日(土)、8日(日) 1泊2日

場所 英語研修施設『ブリティッシュヒルズ』(福島県)

対象 加茂市内に住民票のある中学2・3年生

定員 8名(応募者多数の場合は書類選考を行います。)

参加費 1万円(1泊3食付、宿泊費・交通費込)

その他 9月頃に保護者を含めた説明会を予定しています。研修期間は国際交流協会事務局3名が引率します。研修の詳細や応募方法は加茂市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 総務課国際交流係内 加茂市国際交流協会(☎内線352)

日常から火災予防を 神事・仏事での 火災予防について

仏壇や神棚、祭壇等で使うローソクや線香が原因で火災に至ることがあります。ローソクや線香を使うときは次のことに注意し火災を防ぎましょう。



▼近くに燃えやすいものを置かない。▼火をつけるときは衣服・可燃物へ燃え移らないように注意する。▼捨てる場合は、使用後すぐに捨てず、必ず一度水に浸けた後、火が消えたことを十分確認してから捨てる。▼使用中は、その場を離れない。その場を離れる時は必ず火を消してから移動する。

問い合わせ 加茂地域消防本部・予防課(☎52-1770)

須田地区の農業の未来を 考える座談会

農業従事者の高齢化や担い手不足が心配される中、10年後に誰が

どのように農地を使って農業を進めていくのか、須田・加茂・七谷・下条の各地区で農業関係者が集まり、みんなで考える座談会です。今回は須田地区のご案内です。全国で取り組む「地域計画」についても説明します。

日時 8月30日(水) 午後7時～8時30分

会場 産業センターホール

内容 人・農地プランと地域計画の説明、意向調査について、人・農地プランの話し合い

対象 須田地区で耕作している農業者、須田地区で耕作したい農業者

問い合わせ 農林課農政係(☎内線412)

夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会 臨時駐車場からシャトルバスを運行

「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会(6時30分からNHKラジオ第1で全国生放送)」に参加しませんか。

日時 8月8日(火) 午前6時
場所 加茂市陸上競技場

会場周辺は駐車場が限られているため、下記の臨時駐車場からのシャトルバスを利用するか、徒歩または自転車でご来場ください。混雑状況によりシャトルバスの発車時刻は前後する場合がありますのでご了承ください。

荒天の場合は中止です。前日午後4時と当日午前4時に開催可否を判断し、中止の場合のみ加茂市ホームページの「新着情報」またはテレフォース(自動音声案内☎050-3310-0451)にて

臨時駐車場 発車 予定時刻	コ七 ミ谷 セン	美加 人の 湯	下加 条体 育	温 プ ール	加 茂 市 役 所	須 田 中 学 校	園加 茂山 公	コ須 田 ミ セン
会 場 行	5:20	5:15	5:20	5:30	5:20	5:15	5:20	5:15

臨時駐車場 行	ラジオ体操放送終了後 6:50ころ
	ラジオ体操ポイントレッスン終了後 7:25ころ

お知らせします。
問い合わせ 勤労者体育センター内スポーツ振興課(☎53-2206)

ひろばつうしん

にこにこアート



市内に2か所ある広場のイベントなどについてご紹介します。

お子さんの手形や足形を作品の一部に活かして、親子で協力して一つの作品を作り上げました。参加したお家の方から、「去年も作ったけど、一年たって、子どもの成長を感じた。」「子どもと一緒にじっくり作れて楽しかった。」などの感想が聞かれました。10月には粘土アートを準備中です。お楽しみに！

ひろばのようす




2か月に1回実施しているベビーマッサージ。赤ちゃんとのふれあいやママ同士の交流の場として、毎回、参加者の笑顔がたくさん見られる行事です。「母向けのハンドマッサージやストレッチがあって気持ち良かった。リフレッシュできた。」「月齢の近いママと情報交換できて楽しかった。」などうれしい感想が聞かれています。

<ベビーマッサージ>(5月)



8月・9月のイベント予定

最新の情報は市ホームページをご覧になるか、事前にお問い合わせください。

イベント	日時	場所
あかちゃんルームカフェ+ (プラス) リフレッシュヨガ にこにこおえかきタイム 身体計測・健康相談	8月9日(水)・9月13日(水) 10:20~11:00 (どちらも要予約) ★9月5日(火) 10:30~11:00 通年 10:00~閉館まで 8月3日(木)・9月7日(木) (受付)9:30~11:00	須田憩いとあそびの広場 
話してみよう、聞いてみよう 0歳児からの絵本のへや 子育てスキルアップ講座 (要予約、10組) ※お子さんと一緒に参加できます	8月22日(火)・9月19日(火) (受付)9:30~10:30 お子さんのことやママ自身のことなどをお聞かせください！ 8月18日(金)・9月15日(金) 10:30~10:50 9月は新潟中央短期大学臨床心理士稲場先生による絵本の読み聞かせです。終了後は、お子さんの発達や心に関する相談ができます。 ★8月4日(金) 10:30~11:00 テーマ:「子どもの交通安全」 講師:加茂警察署 交通課 丸山耕二さん ★9月8日(金) 10:30~11:00 テーマ:「言葉の発達」 講師:目黒由紀子さん ★9月20日(水) 10:30~11:00 テーマ:「入園の話」 講師:こども未来課 諸橋由希子さん	乳幼児あそびの広場 (図書館隣) 
ベビーマッサージ	★9月27日(水) 10:00~11:30 講師:助産師 鷲尾智恵子さん 対象:生後6か月までの乳児と保護者(先着5組)	 あそびの広場HP HPで、施設の設備やおもちゃの写真が事前に確認できます。
公認心理師による発達相談	8月2日(水) (受付) 10:00~11:00 講師:こども未来課 山口笑子さん	
にこにこおえかきタイム	通年 10:00~閉館まで	
ぴよぴよハッピーバースデー	通年 10:00~閉館まで	
スペシャルお楽しみデー 体重を測れる日	8月7日(月)・9月11日(月) 10:30~11:00 毎週火曜日 10:00~11:00	

子育て支援センター お問い合わせ

乳幼児あそびの広場 神明町2丁目6番27号 ☎0256-57-0341
須田憩いとあそびの広場 大字後須田661番地1 ☎0256-53-2078

・時間 午前9時~午後5時
(★の日は事業のため、一般利用は午後1時から)
・休館日 乳:12/29~1/3
須:日曜日、12/29~1/3

花立遺跡の「田領」墨書土器(1)

ここに紹介する花立遺跡の墨書土器は令和二年の発掘調査で出土した。平安時代の須恵器無台杯の底部に墨書されたもので、二文字確認できる（写真1）。

出土した当初は二文字目は「田」と読めたが、二文字目は容易に判読できなかった。その後、古代史の研究者から「田」「領カ」ではないかとの指摘を受け、重要な墨書土器であることを認識した。

まずは、インターネットで閲覧できる木簡庫、全国墨書・刻書土器データベースを活用し、「田領」を検索した。その結果、墨書二点、刻書二点、木簡四点に「田領」の

文字がみられることが分かった。本稿では、「田領」と確信するに至った類似例と比較検討した結果を記す。

墨書土器は山形県鶴岡市山田遺跡から出土し、明瞭に「田領」と読める。



写真1 花立遺跡出土墨書土器

刻書は栃木県上三川町と宇都宮市にかけての上神主・茂原官衙遺跡から出土した文字瓦にみられる（写真2）。木簡は二点が石川県下から出土している。津幡町加茂遺跡の第五号木簡加賀郡勝示札、金沢市畝田・寺中遺跡第十二号木簡で、新潟県では上越市の延命寺遺跡から出土した第二十二号木簡に「田領」の文字がみられる（写真3）。

花立遺跡の「領カ」の字形を偏（へん）（左側）と旁（わき）（右側）に分解してみると、偏の「令」は人偏の「イ」のように二画で記し、旁の「頁」は「欠」のように省略した字形となっている。この特徴を類似と比較すると、瓦や木簡に記された「領」も偏は「イ」のようになり、旁は上半部が異なるが下半部は「人」字状になるところは類似する。上半部は「ろ」のようにみえるが、花立遺跡の字形はそれが崩れたものと見えなくもない。

写真4は長岡市八幡林遺跡から

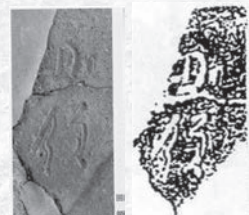


写真2 栃木県上三川町、宇都宮市上神主・茂原官衙遺跡出土文字瓦

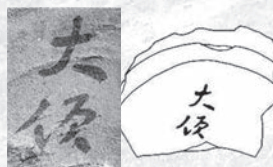


写真4 長岡市八幡林遺跡出土墨書土器



写真3 各遺跡出土の木簡

多く出土した墨書土器「大領」の一例である。「領」の字形は木簡や文字瓦のものとはほぼ同じである。写真5は十四〜十五世紀に記された日記の中に認められる「領」の字である。墨書や木簡などより五〜六百年ほど後世のものだが字形は類似している。

このように、類似と比較することで、花立遺跡の墨書土器が「田領」と読める可能性が高いことを示せたと思う。では、「田領」とは何を意味するのか。次稿で紹介したい。

（伊藤秀和）

写真5 中世の日記にみられる領の字
参考：電子くずし字字典から「領」



社会教育費寄附金
▼板光株式会社様から

20万円

加茂市へ

▼株式会社サイネックス様から
加茂市空き家対策ガイドブック
1,900部



8月以降市内公共施設に陳列されるほか、空き家に関するセミナー等で配付します。



「広報かも」は加茂市ホームページまたは行政情報アプリ「マチイロ」からもご覧になれます。

暮らしのカレンダー 7月・8月

7月 20 (木) 友引	・休館日（BBC）	29 (土) 大安	・総体 バasketボール（中学生） 勤労者体育センター 9：00から ・加茂紙漉体験 加茂紙漉場 10：00～11：30 ・チリメンモンスターをさがそう！（7月27日までに市立図書館 ☎53-3500へ要予約） 市立図書館 10：00から、13：30から ・定期露店市場 ・休館日（民俗資料館）
21 (金) 先負			30 (日) 赤口
22 (土) 仏滅	・語り継ぐ「懐かしの加茂」映写会 市立図書館 14：00から ・蒲原鉄道100周年記念展示（～9月17日） 市立図書館	31 (月) 先勝	
23 (日) 大安	☎休日当番医 監物小児科医院 ☎52-0800 9：00～17：00 ・総体 野球（一般）七谷野球場 8：00から	8月 1 (火) 友引	・加茂紙漉体験 加茂紙漉場 13：30～15：00 ・休館日（文化会館、温水プール）
24 (月) 赤口	・親子運動教室 勤労者体育センター 19：00～20：00 ・定期露店市場 ・休館日（民俗資料館、各コミセン） ・臨時開館（市立図書館）※閲覧・学習のみ	2 (水) 先負	・心配ごと相談 市役所別棟相談室 9：00～15：00 ・加茂紙漉体験 加茂紙漉場 13：30～15：00 ・休館日（BBC）
25 (火) 先勝	・補聴器相談 市役所相談室4 11：00～12：00 ・休館日（文化会館、温水プール）	3 (木) 仏滅	・加茂紙漉体験 加茂紙漉場 13：30～15：00 ・休館日（BBC）
26 (水) 友引	・行政相談 市役所相談室1 9：00～11：30 ・心配ごと相談 市役所別棟相談室 9：00～15：00 ・休館日（BBC、美人の湯）	4 (金) 大安	・なんでも健康相談会 公民館 9：30～11：30 ・一般映画鑑賞会「せんせい」 市立図書館 14：00から ・定期露店市場
27 (木) 先負	・なんでも健康相談 ゆきつばき荘 9：30～11：30 ・読もう、語ろうイギリス文学 市立図書館 10：00から ・休館日（BBC）	5 (土) 赤口	・司法書士無料法律相談（司法書士会三条支部 高橋利明、前日までに☎47-1882へ要予約） 市役所別棟相談室 9：00～12：00 ・一般映画鑑賞会「せんせい」 市立図書館 14：00から ・休館日（民俗資料館）
28 (金) 仏滅	・古典文学の集い・万葉集 市立図書館 10：00から		

☎ 休日当番医 9：00～17：00

月日	休日当番医	☎
7/23(日)	監物小児科医院	52-0800
30(日)	いからし小児科アレルギークリニック	53-2250
8/6(日)	ながば耳鼻咽喉科	53-0751
11(金・祝)	堀内医院	52-0953

お詫びと変更

広報かもお知らせ版 No.987 7月1日号にて掲載した新町多目的広場整備に伴う水路工事のお知らせについて、変更がありました。

【上江川（水路）の断水】

当初 7月18日（火）～8月下旬頃
変更 9月4日（月）～10月中旬頃

また、これにより工事期間もその分延びる予定です。お詫びして変更します。

問い合わせ 建設課（☎内線214）

防災アプリかも防災・行政ナビ

加茂市の防災や暮らしの情報を
スマホで手軽にチェックできます！



アプリのダウンロード
などは下の二次元コード
を読み取ってご確認
ください



かも防災・行政ナビ 専用タブレットを貸し出します 無償

対象となる方 スマートフォンを持っていない
65歳以上の高齢者のみ世帯等
(詳しくは総務課防災係までお問い合わせください)

お問い合わせ 加茂市役所 総務課防災係
電話0256-52-0080 (内線321)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

ちよこっとSDGs

話題の「SDGs」について、ちよこっと学んでいくコーナーです。第9回目は「インフラ、産業化、イノベーション」を取り上げます。



目標9 「インフラ、産業化、イノベーション」

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

「イノベーション」とは技術だけでなく、新たな仕組みや価値観を取り入れた革新なども含まれます。従来の方法にとらわれずに、自由な発想で問題解決に取り組んでみましょう。



参考：外務省HP
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html)

地域最多の実績とホール数 明治創業百五十年品質のご葬儀を。

今なら 資料請求で 1万円のご葬儀割引券 プレゼント!

ご葬儀・供養のことは LINEでも相談できます。

QRコードから友達追加

まごころのお葬式 株式会社 花屋仁助 hamaya-nisuke

●ご相談・ご依頼・お見積り(365日24時間対応)

0120-224-553

累計3万件以上の実績

代表取締役 石附大昌

[有料広告]

中越・奥上エリア ご利用世帯数 68,000 世帯

光インターネット・ケーブルテレビ・電話

NCT

まとめておトクなセットプランあります!

Wi-Fi インターネット + ケーブルテレビ + 固定電話

加茂 エリア お申し込み 好評受付中!

お友達紹介 キャンペーン 「お友達」と「ご紹介いただいたお客様」に 5,000円分プレゼント!

※キャンペーンは予告なく変更・終了する場合がございます。

インターネット・ケーブルテレビ・電話 エヌ・シー・ティ 0120-080-009

電話受付時間 9:30~17:30 (ドコモ光タイプCに関しては10:00~19:00) ※上記時間以外・土日祝・お盆期間・年末年始は時間外受付に転送されます。

[有料広告]



人口のうごき 7月1日現在 世帯 10,132 (±0) 人口 24,796 (-35)
男 12,106 (-17) 女 12,690 (-18) ()内は前月比
(6月異動分) 出生12 (男6 女6) 死亡35 (男20 女15) 転出44 転入32



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。